

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

### ◎ 告 示

・家畜伝染病予防法に基づく接種命令

所管課（室）名

畜 産 課

## 告 示

### 長崎県告示第594号の2

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、次のとおり家畜の所有者に対し、家畜について注射を受けることを命ずる。

令和5年9月12日

長崎県知事 大石 賢吾

| 監視伝染病の種類 | 実施の目的 | 実施する区域 | 実施の対象となる家畜の種類及び範囲                           | 実施の期日                   | 注射の方法     |
|----------|-------|--------|---|-------------------------|-----------|
| 豚熱       | 発生の予防 | 県内全域   | 1 飼育している豚及びいのしし<br>2 家畜保健衛生所長が必要と認めた豚及びいのしし | 令和5年9月19日～<br>令和6年3月31日 | 皮下又は筋肉内注射 |

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八九五) 二二一四

印刷所  
長崎市榑島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト